

株主の皆様へ

石川県白山市下柏野町153番地

EIZO株式会社

代表取締役社長 実 盛 祥 隆

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、後述のご案内に従って平成27年6月18日（木曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 石川県白山市古城町1番地
白山市松任学習センター1階 コンサートホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成27年6月18日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご送付ください。

(2) インターネット等による議決権の行使

① インターネットによる議決権の行使

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧の上、平成27年6月18日（木曜日）午後5時15分までに議案に対する賛否をご登録ください。

② 機関投資家向け議決権行使プラットフォームによる議決権の行使

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社、株式会社 I C J が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.eizo.co.jp/ir/invitation/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本総会終了後、株主の皆様の当社に対するご理解をより深めていただきたく、懇談会を開催いたしますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>
ウェブ行使
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成27年6月18日（木曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) パソコン用サイトによる場合
 - ① 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
 - ② 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - イ. ウェブブラウザとしてVer. 5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
 - ロ. PDFファイルブラウザとしてVer. 4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®, 又はVer. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページから無償で配布されています。

- (2) 携帯電話端末サイトによる場合
128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。
なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] ☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にてお問い合わせください。
 - ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] ☎ 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

以上

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、欧州では企業マインドの改善が見られたものの先行きには不透明感が残り、景気回復には足踏みの状態が続きました。また、米国では堅調な雇用情勢を背景に好調な景気が持続しました。日本経済においては、消費増税に伴う内需の落ち込みも後半には持ち直しの動きが見られ、また、政府の経済政策や日銀の金融緩和策を背景に企業収益に改善が見られるなど、緩やかながらも回復基調で推移しました。

こうした中、当社グループは、市場のニーズに対応した製品の開発を積極的に推進するとともに、生産・販売体制を強化し、業績の向上に努めてまいりました。

主な取組みとして、一般用途向けモニターでは、超狭額1mmのフレームレスデザインを採用し、マルチモニター環境下での快適性を向上させるモデルを販売しました。産業市場向けモニターでは、航空管制（ATC）用途のグローバル販売体制を構築したほか、船舶や監視用途向けを中心に製品ラインナップを拡充し、販売を本格化させました。また、メディカル事業においては日本及びドイツで手術室向けのソリューション推進チームを立ち上げました。

当連結会計年度における全体の売上高は、72,576百万円（前期比1.4%減）となりました。品目別の売上は次のとおりであります。

【コンピュータ用モニター】

売上高は44,450百万円（前期比6.8%増）となりました。

国内においては、主に医療市場向けモニターで消費増税に伴い一時的に需要が減少しましたが、一般用途向けや、産業市場向けモニターが堅調に推移した結果、売上高は前期並みとなりました。また、海外においては、

一般用途向けモニターに加え、グラフィックス市場や医療市場向けモニターを中心とした特定用途向けモニターの販売も好調であったことから、売上高が増加しました。

【アミューズメント用モニター】

売上高は15,127百万円（前期比31.1%減）となりました。

パチンコ遊技機の市場環境の悪化により前連結会計年度に比べ新機種の販売が減少したことから、売上高が減少しました。

【その他】

売上高は12,999百万円（前期比29.3%増）となりました。

これは主に、アミューズメント用ソフトウェア受託開発の売上高が増加したことによります。

利益面につきましては、売上高総利益率が前期に比べ1.5ポイント低下しました。これは主に、コンピュータ用モニターの販売は堅調に推移したものの、利益率の低いアミューズメント用ソフトウェア受託開発売上高が増加したことによります。また、海外を中心とした販売体制の強化に伴う人件費の増加や、広告宣伝活動及び研究開発活動を強化したこと等により販売費及び一般管理費が増加しました。

以上の結果、営業利益は4,472百万円（前期比34.5%減）、経常利益は4,704百万円（同41.2%減）、当期純利益は3,321百万円（同38.9%減）となりました。

品目別売上高（連結）

区 分	第47期 平成25年度 (前連結会計年度)		第48期 平成26年度 (当連結会計年度)		増減
	百万円	%	百万円	%	
コンピュータ用モニター	41,620	56.5	44,450	61.3	百万円 2,829
アミューズメント用モニター	21,966	29.8	15,127	20.8	△6,838
そ の 他	10,054	13.7	12,999	17.9	2,944
合 計	73,641	100.0	72,576	100.0	△1,064

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、主に研究開発体制及び生産体制の充実・強化を目的とし、総額1,414百万円の設備投資を行いました。

内訳としては、効率的な開発設計を行うためのツールを導入するなど、最適な研究開発環境の構築を目的とした設備等に302百万円投資しました。また、生産能力増強のための設備等に258百万円、金型等に451百万円、その他事業活動効率向上のための社内システム等に402百万円を投資しました。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期 平成23年度	第46期 平成24年度	第47期 平成25年度	第48期 平成26年度 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 59,559	百万円 58,270	百万円 73,641	百万円 72,576
経 常 利 益	4,479	3,101	7,998	4,704
当 期 純 利 益	1,636	1,598	5,437	3,321
1株当たり当期純利益	74円08銭	74円96銭	255円05銭	155円80銭
総 資 産	77,032	79,367	92,931	106,519
純 資 産	57,678	61,431	69,201	79,293
1株当たり純資産額	2,705円24銭	2,881円26銭	3,245円70銭	3,719円08銭

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
EIZOエムエス(株)	百万円 85	% 100.0	コンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の組立、電子回路基板等の製造
アイレムソフトウェアエンジニアリング(株)	30	100.0	アミューズメントソフト等の開発・販売
EIZO Inc.	US\$10,000千	100.0	コンピュータ用モニター等の販売
EIZO GmbH	EUR500千	100.0	医用画像表示用モニター等の開発・製造・販売
EIZO Europe GmbH	EUR25千	100.0	コンピュータ用モニター等の販売
艺卓图像技术(苏州)有限公司	US\$9,000千	100.0	コンピュータ用モニター等の製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社は品質・信頼性において世界トップレベルのコンピュータ用モニターやパチンコ遊技機用モニターの開発から生産・販売までを一貫して行い、顧客満足度の高い商品を提供してまいりましたが、今後の一層の成長を図り、また、当社の優位性を確固たるものとするため、従来強みとしてきた映像技術をベースに「Visual Technology Company」へと展開してまいります。

平成27年度を初年度とする第五次中期経営計画はこのための準備期間と位置づけ、次のような課題に取り組んでおります。

① 商品開発の強化

最新・最適のデバイスを用いた高品位・高品質の映像表示システムを開発し、圧倒的な差別化を図るよう努めてまいります。また、市場ニーズを満たすため、商品企画のスピードアップに注力するとともに、新技術の開発、システムソリューションによる付加価値の創出及び開発期間の短縮や開発効率の一層の改善を進めてまいります。

② 企業体質の強化

- ・開発プロセスを含む全業務プロセスでリーン化を推進し、業務遂行の迅速化、効率化を図り、固定費の削減を推進します。
- ・事業の拡大や競争力の強化、当社の持つ技術と強い相乗効果を発揮するノウハウ、技術等を取得するため、必要に応じM&Aを検討します。

③ 第五次中期経営計画における市場別の重点施策

- ・メディカル市場向けでは、さらに事業領域を拡大・成長させるために、地域別では重点市場である日本、欧州で事業の拡大を図るとともに、戦略市場として米国、中国、インド、中東に注力します。また、平成26年度に参入した手術室向けソリューション事業を本格的に展開します。
- ・グラフィックス市場向けでは、静止画分野でNo.1を維持するとともに、映像制作分野でシェアNo.1を目指します。
- ・産業市場向けでは、航空管制（ATC）、船舶、鉄道、監視（Security & Surveillance）及びFA（Factory Automation）市場を重点市場と位置づけ、ビジネスを展開します。
- ・アミューズメント市場向けでは、パチンコ遊技機の市場縮小に対し、開発効率を向上させる構造改革を行うとともに、当分野でのトップメーカーとしての地位を維持します。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・製造し、国内外へ販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当社の主要拠点

名 称	所在地
本 社	石川県白山市
工 場	石川県白山市
営 業 所	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、北陸（石川県白山市）

② 主要な子会社

区 分	名 称	所在地
国 内	EIZOエムエス(株)	石川県羽咋市、石川県七尾市
	アイレムソフトウェアエンジニアリング(株)	東京都千代田区、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、石川県白山市
海 外	EIZO Inc.	Cypress, CA, U. S. A.
	EIZO GmbH	Karlsruhe, Germany
	EIZO Europe GmbH	Mönchengladbach, Germany
	艺卓显像技术（苏州）有限公司	中国江蘇省蘇州市

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,761 [407] 名	86 [61] 名

(注) 使用人数は就業員数であり、[]内に当連結会計年度における臨時使用人（契約社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員）数の平均雇用人員を外書きで記載していません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
746 [158] 名	34 [40] 名	37.9歳	14.6年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、[]内に当事業年度における臨時使用人（契約社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員）数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	1,302百万円
株式会社みずほ銀行	651百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 65,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,731,160株（うち自己株式1,410,318株）
- ③ 株主数 8,667名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 北 陸 銀 行	794千株	3.73%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	765	3.59
株 式 会 社 北 國 銀 行	744	3.49
MSIP CLIENT SECURITIES	696	3.27
野村信託銀行株式会社 (信託口2052122)	675	3.17
村 田 ヒ ロ シ	670	3.15
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	665	3.12
株式会社ヒロアキコーポレーション	567	2.66
株式会社ハヅキコーポレーション	567	2.66
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	495	2.32

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,410,318株所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第3位を四捨五入しております。

(2) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	実 盛 祥 隆	EIZOエムエス株式会社代表取締役社長 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社代表取締役社長 EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長 EIZO Inc. Director, Chairman EIZO Nordic AB Board Member EIZO AG Präsident EIZO Europe GmbH President & CEO
代表取締役副社長	田 邊 農	最高財務責任者 EIZOエンジニアリング株式会社代表取締役社長 EIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長 EIZO Inc. Director
取 締 役	小 野 正 貴	常務執行役員 アミューズメント事業担当 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社常務取締役
取 締 役	村 井 雄 一	常務執行役員 総務部長 人事部長 艺卓显像技术（苏州）有限公司董事
取 締 役	志 村 和 秀	執行役員 企画部長 海外営業部長 艺卓显像技术（苏州）有限公司董事
取 締 役	鈴 木 正 晃	
常 勤 監 査 役	上 野 英 一	
監 査 役	谷 保 修 二	
監 査 役	久 保 雅 史	弁護士
監 査 役	井 上 純	

- (注) 1. 取締役 鈴木正晃氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役 上野英一、久保雅史及び井上 純の3氏は社外監査役であります。なお、当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 上野英一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	233百万円 (6百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	22百万円 (19百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の確定額金銭報酬限度額は、平成10年2月3日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
また、役員賞与は、平成24年6月21日開催の第45回定時株主総会において、業績連動報酬「事業年度ごとの連結当期純利益の3%以内（上限を200百万円とする。）」と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月21日開催の第34回定時株主総会において年額350百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度に役員賞与として費用処理した以下のものも含まれておりません。

取締役5名 99百万円（うち社外取締役 1名 1百万円）

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役 鈴木正晃

当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、経営者の観点から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を行っております。

b. 監査役 上野英一

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づく質問、助言を行っております。

c. 監査役 久保雅史

当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から質問、助言を行っております。

d. 監査役 井上 純

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会10回のうち9回に出席し、主に会社経営に関する経験及び知見に基づく質問、助言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額及び英文財務諸表の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 重要な海外子会社であるEIZO GmbH、EIZO Europe GmbH及びび芝卓显像技术（苏州）有限公司の3社は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの提携会計事務所の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において下記のとおり定めています。

① 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たせるよう、当社グループ全役職員を対象として、「企業理念」・「EIZOグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定め、以下の要領にてコンプライアンスプログラムの整備及び充実を図る。

イ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを整備・運用する。

ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループの取締役及び使用人へ教育を行い、コンプライアンス意識を醸成し、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を実施する。

ハ. 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。

ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、その活動を助長する行為に関与しない。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」・「規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料

ロ. 社内の重要会議の議事録及びその関連資料

ハ. 稟議書及びその他重要な社内申請書類

ニ. 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

③ 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを統一的・一元的に管理する体制を構築する。

イ. 経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク対策を決定する。

- ロ. リスクマネジメント委員会を設置し、経理・情報管理・安全衛生・品質保証及び環境マネジメントに関する各種規程の運用によるカテゴリごとのリスクの分析・把握・防止・管理等を行う。
 - ハ. 事業継続活動に関しては、リスクマネジメント委員会において事業継続計画（BCP）を策定し、リスク発生の際には迅速かつ確に対応する。
- ④ 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社グループの経営戦略決定の迅速化と経営監督体制・業務執行体制の強化を目的に以下の体制を構築する。
- イ. 取締役会：定時取締役会は毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時開催する。
 - ロ. 執行役員制度：経営の監督と業務の執行を分離するために、執行役員制度を導入し迅速な業務執行を図る。
 - ハ. 経営会議：常勤取締役、執行役員及び常勤監査役を構成員とする経営会議を設置し、重要な経営課題の審議及び協議を効率的に行う。
 - ニ. グループ会社の業務執行状況については定時取締役会にて定期的な報告を受け、また、重要事項については取締役会及び経営会議において審議する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- グループ会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社においてこれを統括管理する。グループ会社の業務遂行に関しては、「グループ会社管理規程」及び「Approval & Report Policy」に基づく重要事項の報告及び決裁の制度、内部監査制度の活用等により、グループ会社の状況に応じた必要かつ適切な管理を行う。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が監査を実施する場合、内部監査部門は、その監査が効率的に遂行されるよう監査役の業務を補助する。なお、当該補助業務の従事者は他の職務を兼任できるものとし、また、その人事に関する事項については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。

当社グループの取締役及び使用人は、法令及び定款に違反する重大な事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報を受けた場合には監査役に報告する。

なお、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、業務の執行状況を把握するため、取締役会へ出席するほか、常勤監査役は経営会議等をはじめとする重要な会議に出席するとともに、重要会議の議事録及び稟議書並びに内部監査報告書をはじめとする重要書類を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に随時説明を求めることができる。

監査役の職務の執行について生ずる費用等に関しては、それを支弁するため必要な措置をとる。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分につきましては、今後の事業拡大のための設備や研究開発投資に必要な内部資金の確保、財務状況及び将来の業績等を総合的に勘案の上、配当や自己株式取得等により株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、会社の成長に応じた安定的な配当を継続的に行うこととしており、株主への還元率（総還元性向）は、連結当期純利益の40%～50%を目標水準とし、それを達成すべく収益基盤の強化に努力してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、業績の状況を総合的に勘案した結果、1株につき30円（前事業年度と同額）とさせていただきます。この結果、既に平成26年11月28日に実施済の中間配当金30円とあわせまして、年間配当金は1株につき60円（前事業年度実績の年間配当金は1株につき55円）とさせていただきます。

平成28年3月期の配当金につきましては、上記の方針に基づき、年間配当金は70円を予定しております。

内部留保資金につきましては、変化の激しい経済環境、技術革新に対応すべく、経営体質の強化や研究開発を中心に活用していきたいと考えております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

製造業を営む当社グループにとっては、企画・設計・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外のステークホルダー（取引先・社員・株主・地域）との間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

そこで、当社株主の皆様が特定の者の大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えます。そのため、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様のための必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めていただける製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること及び当社のステークホルダー（取引先・社員・株主・地域）との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の

成長を図ることを経営の基本方針としております。この基本方針のもと、昭和43年設立以来、当社の強みである映像技術を活かし、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。

今後とも、これまで培ってきた映像技術を活かし、他社の追随を許さない魅力的な付加価値を商品に付与してまいります。

また、当社グループの事業の拡大や競争力の強化、当社の持つ技術と強い相乗効果を発揮するノウハウ、技術等を取得するため、必要に応じM&Aも検討します。

③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を定めています。

本対応方針は大規模買付行為に際して株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするため、大規模買付者に対して、その目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と、適切な評価期間の確保を要請し、さらに、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する意見の公表や、代替案の提示等を行う機会を確保することを目的として導入されたものです。

本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト

(<http://www.eizo.co.jp/ir/news/2013/DC13-004.pdf>)に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

④ 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

イ. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の方々に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及

び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記①で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

ロ．本対応方針が株主の皆様のご利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ．本対応方針が当社社員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動等に際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置等、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上のことから、本対応方針は当社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	63,428	流 動 負 債	15,855
現金及び預金	6,522	買 掛 金	5,854
受取手形及び売掛金	17,502	短 期 借 入 金	1,954
有 価 証 券	12,297	未 払 法 人 税 等	620
商 品 及 び 製 品	8,572	賞 与 引 当 金	1,216
仕 掛 品	5,187	ソフウェア受注損失引当金	36
原材料及び貯蔵品	11,246	製 品 保 証 引 当 金	1,872
繰延税金資産	1,716	そ の 他	4,300
そ の 他	500	固 定 負 債	11,370
貸倒引当金	△118	繰延税金負債	6,921
固 定 資 産	43,091	役員退職慰労引当金	101
有 形 固 定 資 産	7,983	リサイクル費用引当金	1,066
建物及び構築物	3,674	退職給付に係る負債	2,984
機械装置及び運搬具	512	そ の 他	295
土 地	2,824	負 債 合 計	27,225
そ の 他	971	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	2,050	株 主 資 本	62,153
投資その他の資産	33,057	資 本 金	4,425
投資有価証券	32,281	資 本 剰 余 金	4,313
繰延税金資産	266	利 益 剰 余 金	56,075
そ の 他	509	自 己 株 式	△2,661
資 産 合 計	106,519	その他の包括利益累計額	17,140
		その他有価証券評価差額金	17,357
		為替換算調整勘定	248
		退職給付に係る調整累計額	△465
		純 資 産 合 計	79,293
		負 債 純 資 産 合 計	106,519

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（ 自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日 ）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		72,576
売 上 原 価		50,795
売 上 総 利 益		21,781
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,309
営 業 利 益		4,472
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	299	
そ の 他	57	376
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
売 上 割 引	71	
為 替 差 損	69	
そ の 他	2	144
経 常 利 益		4,704
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,704
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,121	
法 人 税 等 調 整 額	261	1,383
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		3,321
当 期 純 利 益		3,321

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 自 平成26年4月 1日 ）
（ 至 平成27年3月31日 ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,425	4,313	54,043	△2,661	60,121
会計方針の変更による 累積的影響額			△11		△11
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	4,425	4,313	54,032	△2,661	60,110
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,279		△1,279
当期純利益			3,321		3,321
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	2,042	△0	2,042
当連結会計年度末合計	4,425	4,313	56,075	△2,661	62,153

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 給 付 調 整 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	9,162	153	△235	9,079	69,201	
会計方針の変更による 累積的影響額					△11	
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	9,162	153	△235	9,079	69,190	
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当					△1,279	
当期純利益					3,321	
自己株式の取得					△0	
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	8,195	95	△230	8,061	8,061	
当連結会計年度変動額合計	8,195	95	△230	8,061	10,103	
当連結会計年度末合計	17,357	248	△465	17,140	79,293	

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	55,334	流動負債	15,394
現金及び預金	3,690	買掛金	5,475
受取手形	289	短期借入金	1,954
売掛金	15,695	未払金	3,964
有価証券	12,297	未払費用	359
商品及び製品	2,782	未払法人税等	502
仕掛品	674	前受金	1,303
原材料及び貯蔵品	8,672	預り金	29
前払費用	10	賞与引当金	714
繰延税金資産	1,353	製品保証引当金	1,089
その他	9,923	その他	0
貸倒引当金	△54	固定負債	9,669
固定資産	45,682	繰延税金負債	6,924
有形固定資産	5,464	退職給付引当金	1,526
建物	2,858	役員退職慰勞引当金	101
構築物	51	リサイクル費用引当金	1,066
機械及び装置	165	その他	49
車両運搬具	2	負債合計	25,064
工具、器具及び備品	533	純 資 産 の 部	
土地	1,841	株主資本	58,632
建設仮勘定	11	資本金	4,425
無形固定資産	560	資本剰余金	4,313
意匠権	14	資本準備金	4,313
ソフトウェア	544	その他資本剰余金	0
その他	1	利益剰余金	52,554
投資その他の資産	39,657	利益準備金	228
投資有価証券	32,232	その他利益剰余金	52,326
関係会社株式	2,415	別途積立金	47,500
関係会社出資金	3,728	繰越利益剰余金	4,826
長期貸付金	1,023	自己株式	△2,661
その他	257	評価・換算差額等	17,320
資産合計	101,017	その他有価証券評価差額金	17,320
		純資産合計	75,953
		負債純資産合計	101,017

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日 ）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		50,695
売 上 原 価		39,090
売 上 総 利 益		11,604
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,745
営 業 利 益		2,858
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	400	
そ の 他	149	549
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
為 替 差 損	109	
そ の 他	98	216
経 常 利 益		3,192
税 引 前 当 期 純 利 益		3,192
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	889	
法 人 税 等 調 整 額	194	1,083
当 期 純 利 益		2,108

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
		資本準備金	そ の 他 の 剰 余 金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
					別 種 立	途 金	繰 越 剰 余 金			利 益 金
当 期 首 残 高	4,425	4,313	0	228	46,000	5,505	△2,661	57,812		
会計方針の変更による 累積的影響額						△8		△8		
会 反 映 し た 当 期 首 残 高	4,425	4,313	0	228	46,000	5,497	△2,661	57,803		
当 期 変 動 額										
別途積立金の積立					1,500	△1,500		-		
剰余金の配当						△1,279		△1,279		
当期純利益						2,108		2,108		
自己株式の取得							△0	△0		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	1,500	△670	△0	828		
当 期 末 残 高	4,425	4,313	0	228	47,500	4,826	△2,661	58,632		

	評 価 ・ 換 算 差 額 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	9,130	66,942
会計方針の変更による 累積的影響額		△8
会 反 映 し た 当 期 首 残 高	9,130	66,934
当 期 変 動 額		
別途積立金の積立		-
剰余金の配当		△1,279
当期純利益		2,108
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	8,190	8,190
当 期 変 動 額 合 計	8,190	9,019
当 期 末 残 高	17,320	75,953

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

EIZO株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加 藤 博 久 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 村 藤 貴 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、EIZO株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、EIZO株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

EIZO株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加藤 博久 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高村 藤貴 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EIZO株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

E I Z O 株式会社		監査役会	
常勤監査役 (社外監査役)	上野	英一	ⓐ
監査役	谷保	修二	ⓐ
監査役 (社外監査役)	久保	雅史	ⓐ
監査役 (社外監査役)	井上	純	ⓐ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	じつ もり よし たか 実 盛 祥 隆 (昭和19年4月16日)	平成 6年 5月 当社常務取締役 平成 7年 6月 当社代表取締役専務 平成 9年 6月 当社代表取締役副社長 平成13年 6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） EIZOエムエス株式会社代表取締役社長 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社代表取締役社長 EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長 EIZO Inc. Director, Chairman EIZO Nordic AB Board Member EIZO AG Präsident EIZO Europe GmbH President & CEO	142, 400株
2	た なべ つとむ 田 邊 農 (昭和19年12月12日)	平成 9年12月 当社専務取締役 平成13年 6月 当社代表取締役専務 平成16年 6月 当社代表取締役副社長 平成20年 8月 当社代表取締役副社長、最高財務責任者（現任） （重要な兼職の状況） EIZOエンジニアリング株式会社代表取締役社長 EIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長 EIZO Inc. Director	64, 700株
3	お の まさ き 小 野 正 貴 (昭和33年11月15日)	平成 2年 3月 当社入社 平成14年10月 当社映像技術開発部長 平成16年 6月 当社執行役員、映像技術開発部長 平成17年 6月 当社取締役、執行役員、システム商品インテグレーション担当、情報メディアシステム開発部長 平成22年 1月 当社取締役、常務執行役員、アミューズメント事業担当（現任） （重要な兼職の状況） アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社常務取締役	6, 900株
4	むら い ゆう いち 村 井 雄 一 (昭和31年8月25日)	昭和54年 3月 当社入社 平成13年 4月 当社人事部長 平成18年 4月 当社執行役員、人事部長 平成19年 6月 当社取締役、執行役員、人事部長 平成23年10月 当社取締役、常務執行役員、総務・人事担当、総務部長 平成26年10月 当社取締役、常務執行役員、総務部長兼人事部長（現任） （重要な兼職の状況） 艺卓显像技术（苏州）有限公司董事	8, 468株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	しむら かず ひで 志村和秀 (昭和36年9月16日)	昭和60年 3月 当社入社 平成16年10月 当社企画部長 平成18年 4月 当社執行役員、企画部長兼海外営業部長 平成21年 6月 当社取締役、執行役員、企画部長兼産業モニター事業推進部長兼EIZOダイレクト販売部長 平成22年 7月 当社取締役、執行役員、企画部長兼産業モニター事業推進部長兼メディカル事業グローバル推進部長 平成24年 1月 当社取締役、執行役員、企画部長兼海外営業部長兼産業モニター事業推進部長 平成25年 4月 当社取締役、執行役員、企画部長兼海外営業部長 (現任) (重要な兼職の状況) 芝卓画像技術 (苏州) 有限公司董事	8,666株
6	すず き まさ あき 鈴木正晃 (昭和22年5月21日)	昭和46年 4月 株式会社日本勧業銀行 (昭和46年10月株式会社第一勧業銀行、現 株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行 平成11年 6月 株式会社第一勧業銀行取締役、営業七部長 平成13年 5月 同行常務執行役員 平成14年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成15年 3月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成16年11月 日本土地建物株式会社専務執行役員 平成17年 6月 北越製紙株式会社常務取締役 平成21年 6月 北越パッケージ株式会社代表取締役社長 平成23年 6月 日本土地建物株式会社顧問 (現任) 平成24年 6月 当社取締役 (現任)	300株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鈴木正晃氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木正晃氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、専門的見地から社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、候補者としております。
4. 鈴木正晃氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、鈴木正晃氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 当社は、鈴木正晃氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
たに ほ しゅう じ 二 谷 保 修 二 (昭和24年8月13日)	昭和53年11月 当社入社 平成10年 9月 当社取締役、映像商品開発部長 平成16年 6月 当社取締役、常務執行役員、映像商品開発 担当兼機能ユニット開発部長 平成19年 4月 当社取締役、常任顧問 平成19年 6月 当社監査役(現任)	8,000株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

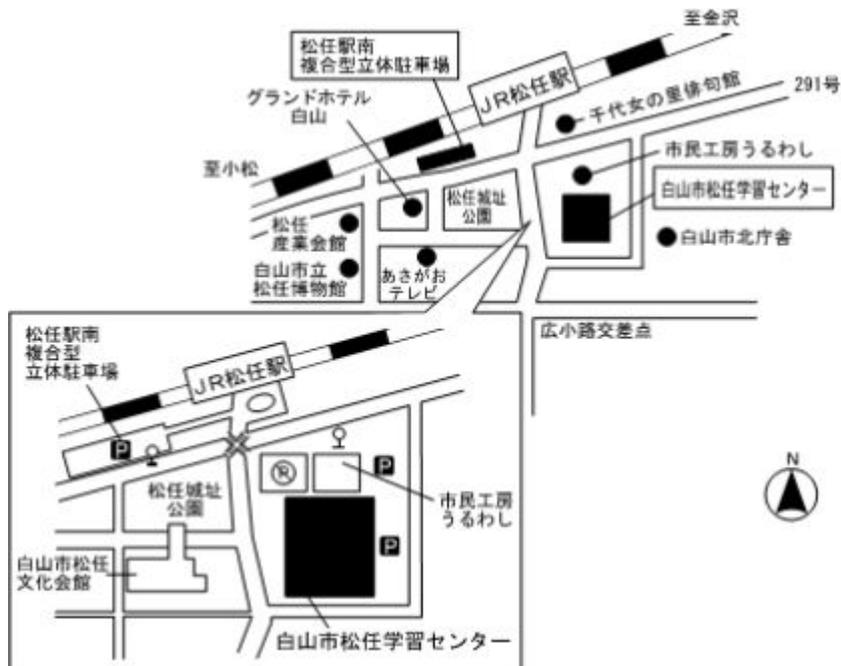
当社の取締役の報酬については、平成24年6月21日開催の第45回定時株主総会において、確定額金銭報酬とは別に、業績連動報酬として「事業年度ごとの連結当期純利益の3%以内（上限を200百万円とする。）」を支給することにつきご承認をいただいております。今日、会社経営に関し、「稼ぐ力」の向上及びコーポレートガバナンス（企業統治）の強化が要請されている状況に鑑み、より有効なインセンティブとするため、本業績連動報酬を「事業年度ごとの連結営業利益の2%以内（上限を200百万円とする。）」に改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。これは、営業外収益や法定実効税率の低減等、本業の収益力向上に関わらない効果を業績連動報酬と結びつけないこととするものでもあります。なお、取締役の確定額金銭報酬については、平成10年2月3日開催の臨時株主総会において「年額300百万円以内」としてご承認をいただいておりますが、これについては変更ございません。

ご承認いただいた場合、本改定は平成28年3月31日に終了する事業年度から適用されるものとします。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものとさせていただきます。また、本業績連動報酬の支給対象は社外取締役を除く、当社の業務執行に係る取締役に限るものといたく存じます。第1号議案が承認されますと、取締役は6名（うち社外取締役は1名）になります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 石川県白山市古城町1番地
白山市松任学習センター1階 コンサートホール
電話番号 (076) 274-5411



<交通のご案内>

- ① 電車をご利用の方
JR西日本「松任駅」下車（南口側）徒歩3分
- ② バスをご利用の方
北鉄バス「松任」経由の路線バスをご利用ください。
「松任」停留所から徒歩2分

<お願い>

当日は駐車場の混雑が予想されますので、上記の公共交通手段のご利用をお勧め申し上げます。
当センターの駐車場の台数には限りがありますので、お車でご来場の場合は、なるべく松任駅南複合型立体駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。その際は駐車券を株主総会会場までお持ちください。